

仕様書

1 委託名称 千葉市環境保健研究所作業環境測定業務委託

2 履行場所 千葉市若葉区大宮町 3816 番地

3 概要

労働安全衛生法及び関係法令に基づき、作業環境測定を行う。

4 業務内容

(1) 作業環境測定

労働安全衛生法第 65 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 21 条第 7 項及び第 10 項に該当する作業場について、作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日労働省告示第 46 号）に従い、試料を捕集（作業環境測定士が測定地点を定める）し、濃度測定を行う。

結果は、作業環境評価基準（昭和 63 年 9 月 1 日労働省告示第 79 号）により評価を行い、報告する。報告書は、令和 5 年 9 月 28 日付け基発 0928 第 3 号で示された作業環境測定結果報告書（証明書）及び作業環境測定結果記録表（B 有機溶剤、鉛、特定化学物質、石綿用）により行う。

① 実施時期…年 2 回（令和 8 年 7 月から令和 8 年 8 月までと、令和 9 年 1 月から令和 9 年 2 月までの各 1 回とし、発注者と打合せにより決定する）

② 測定場所・測定項目及び測定地点…別紙のとおり

5 報告書

受託者は、各実施期間内に報告書（必要に応じて図面及び写真等を添付）を作成し、速やかに委託者に提出（2 部）して、報告するものとする。

6 支払い条件

各回完了払い

7 その他

本仕様書に定める事項以外について、または、疑義が生じた場合は、予め発注者と協議の上決定すること。

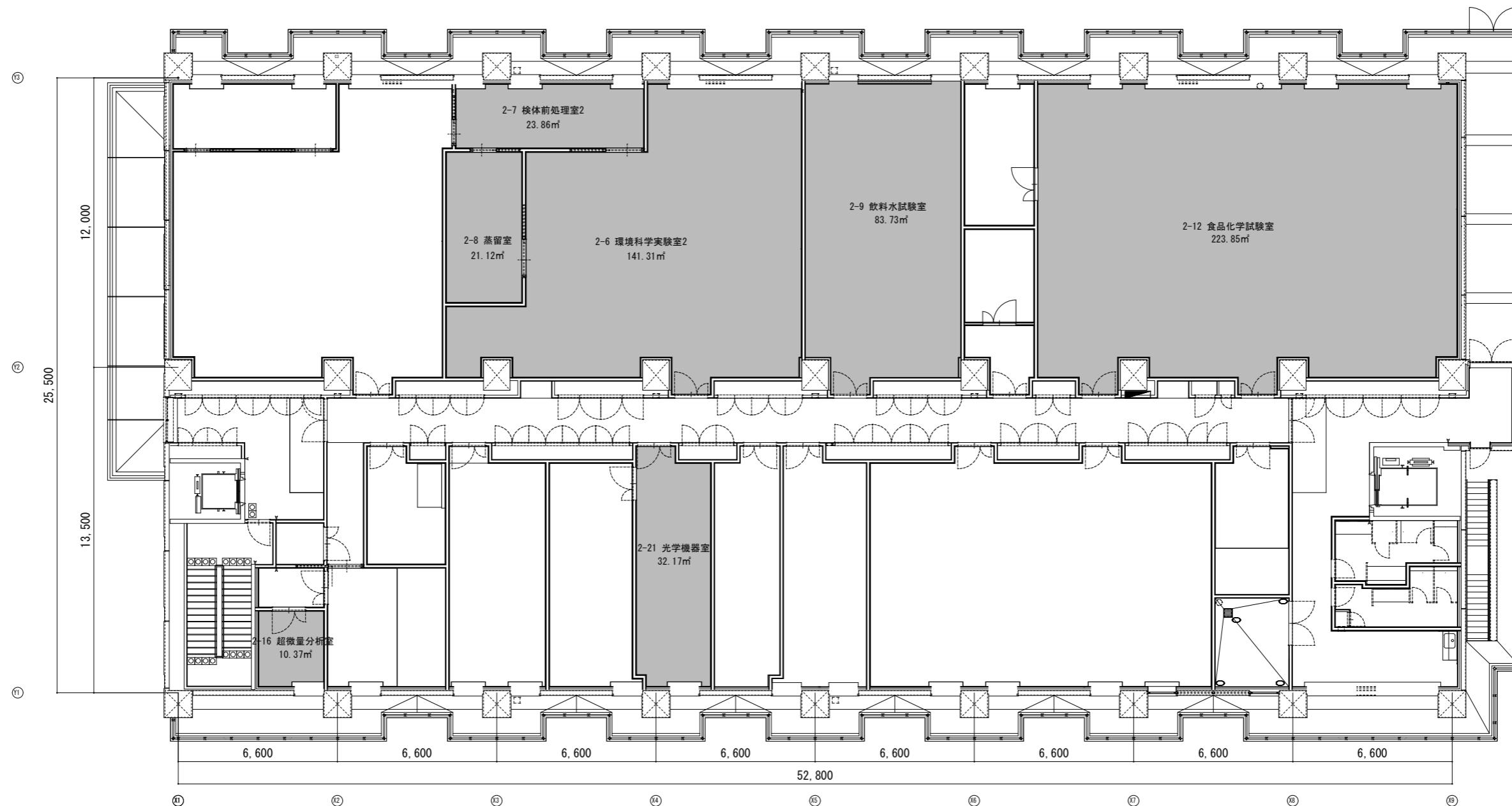
【作業環境測定】

		測定場所・面積	項目	測定概要
2 階	1	2-6 環境科学試験室2 141.31m ²	ノルマルヘキサン	1回あたり 7 地点 A測定: 6 地点 B測定: 1 地点
	2	2-7 検体前処理室2 23.86m ² 2-8 蒸留室 21.12m ² ※2部屋で1区画	ノルマルヘキサン アセトン メタノール トルエン N-N-ジメチルホルムアミド	1回あたり 6 地点 A測定: 5 地点 B測定: 1 地点
	3	2-9 飲料水試験室 83.73m ²	アセトン メタノール 酢酸エチル N-N-ジメチルホルムアミド	1回あたり 7 地点 A測定: 6 地点 B測定: 1 地点
	4	2-12 食品化学試験室 223.85m ²	ノルマルヘキサン アセトン メタノール トルエン 酢酸エチル イソプロピルアルコール イソペンチルアルコール エチルエーテル テトラヒドロフラン 1-ブタノール メチルエチルケトン クロロホルム	1回あたり 13 地点 A測定: 12 地点 B測定: 1 地点
	5	2-16 超微量分析室 10.37m ²	メタノール	1回あたり 6 地点 A測定: 5 地点 B測定: 1 地点
	6	2-21 光学機器室 32.17m ²	メタノール トルエン	1回あたり 6 地点 A測定: 5 地点 B測定: 1 地点
3 階	7	3-10 細菌実験室1 132.29m ²	ホルムアルデヒド	1回あたり 7 地点 A測定: 6 地点 B測定: 1 地点

※A測定は、上表に示す地点以上で測定を実施すること。

千葉市環境保健研究所 2階平面図（作業環境測定）

■ : 対象箇所



千葉市環境保健研究所 3階平面図（作業環境測定）

■ : 対象箇所

